⑺　Time-limit for Tender : 11 : 00 AM, 7 November, 2016

⑻　Contact point for the notice : Touji Yoshida, Procurement Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

平成28年9月15日

契約責任者

日本郵便株式会社調達部担当執行役員

上尾崎幸治

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

1　掲載日　平成28年8月17日（号外政府調達154号・16ページ）

2　件名　郵便局システムのバックアップシステム基盤構築（フェーズ2）の機器導入等の委託

3　訂正内容

5⑷を「入札説明書で指定する仕様書等の要件のうち必須とした要件についての基準を全て満たしている提案をした入札者であって、日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で有効な入札を行った入札者の中から、入札説明書で定める総合評価落札方をもって落札者を決定する。」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年9月15日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社

東京支社長　源島　良一

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新東名高速道路　上粕屋高架橋他5橋（鋼上部工）工事（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

自）神奈川県伊勢原市上粕屋

至）神奈川県伊勢原市子易

⑷　工事内容　本件は、新東名高速道路における、上粕屋高架橋、鈴川橋、伊勢原北インターチェンジ橋の新設を行う工事である。

⑸　工事概算数量

橋梁上部工

形式　鋼単純鈑桁橋、鋼連続鈑桁橋、鋼連続箱桁橋

最大支間長　85.0m

架設工法　クレーンベント工法

⑹　工期　契約締結の翌日から1,500日間

⑺　使用する資機材

コンクリート　約8,700㎥

鉄筋　約2,600ｔ

鋼材　約5,400ｔ

⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。

⑽　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式1）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。

⑾　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。

⑿　本工事の契約の締結は、電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の鋼橋上部工工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の2者又は3者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記2⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす2者又は3者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成13年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功（完了）認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成13年度以降にしゅん功（完了）認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評定要領第3条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の発注機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

なお、求める実績1及び求める実績2、求める実績3に対して提出できる施工実績は各々1件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績1

鋼連続箱桁橋の工場製作

求める実績2

クレーンベント工法により架設した、最大支間長65m以上の鋼連続箱桁橋の工事

求める実績3

鋼上部工又は鋼橋脚において、板厚50㎜以上の鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績1

鋼連続箱桁橋の工場製作

求める実績2

クレーンベント工法により架設した、鋼連続箱桁橋の工事

求める実績3

鋼上部工又は鋼橋脚において、鋼板を突合せにより現場溶接を行った工事

⑸　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域2」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。